

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 枚ビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009年 7 月号 (Vol.83)

今月（7月）のワークスケジュール

下記書類の提出・納付期限はすべて7月10日（金）となっています。

税務署には今年1月～6月までの源泉所得税（納期特例の適用事業所が対象）を納付します。

社会保険事務所には「算定基礎届」を提出します。

労働基準監督署には「労働保険料申告書」を提出し労働保険料を納付します。なお、今年4月から雇用保険料率が引き下げられていますので、今一度ご確認ください。

交際費の損金不算入制度の緩和

「経済危機対策」における税制上の措置が、6月19日国会を通り成立いたしました。これにより、中小企業（資本金1億円以下の法人）の交際費の損金に算入できる額が 400万円から600万円になりました（平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用）。

交際費は税務上注意を要する経費ですので、ポイントを確認しておきましょう。

Point1：600万円以下であっても支出した交際費のすべてが経費になるのではなく、支出した金額の10%は経費になりません。例えば、年間600万円の接待交際費を支出して決算書では「交際費600万円」と計上されていても、10%の60万円は経費とならず、税務申告書では経費からマイナスされます。

Point2：平成18年度の税制改正により、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費から除外され、次の条件を満たせば、全額経費になります（上記の10%損金不算入の適用なし）。

- ・取引先などの接待のための飲食費であること（社内飲食費・贈答代は含まれません）
- ・1人当たりの金額が5,000円以下であること。
- ・年月日、参加した人数、相手先の名前、その関係が明らかになっていること。

Point3：オーナー企業の税務調査では、「交際費」や「交際費に関連する費用（例えば旅費交通費・福利厚生費・会議費・広告宣伝費・販売奨励金）」は、重点的に調査されます。特に、役員プライベートな支出を法人の経費として処理した場合は、経費にならないばかりか、役員に対する賞与として源泉所得税の対象となり、場合によっては重加算税というペナルティの税金が課せられることもありますので、くれぐれもご注意ください。

ひとりごと

今回の交際費枠600万円への引き上げは、交際費をたくさん使ってもらって景気を活性化しようという政策のようですが、厳しい経済環境のなか交際費を削っている企業も多く、この制度を利用して以前よりも交際費を多く使おうとする企業は少ないのではないのでしょうか～。

ご案内

7月23日（木）午後6時から大雪クリスタルホールで「**経営計画のつくりかた**」セミナーを開催します。詳しくは別紙ご案内をご覧ください。たくさんの方の参加をお待ちしております！！

URL：<http://www.futaba-tax.co.jp>